

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> | <p>(同左)</p> |
| <p><u>〔措置法第70条の6の4（(相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例)関係）</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—1 措置法第70条の6の4の適用の対象となる特例農地等の範囲</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—2 認定都市農地貸付け等に該当しない貸付け</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—3 認定都市農地貸付け等が行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—4 認定都市農地貸付け等に係る権利設定に関する届出書</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—5 措置法第70条の6の4第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—6 貸付期限の更新があった場合</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—7 新たな貸付けを行う場合の貸付けの範囲等</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—8 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等につき貸付期限の到来等があった後に猶予適用者が死亡した場合</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—9 100分の20の計算から除外される貸付けの事業に係る施設等に転用された特例農地等</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—10 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—11 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>70の6の4—12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>〔措置法第70条の6の5（(認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った農地についての相続税の</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 課税の特例)関係] | |
| 70の6の5—1 認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている者の範囲 | (新設) |
| 70の6の5—2 措置法第70条の6の5第1項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた農地 | (新設) |
| 70の6の5—3 「相続又は遺贈により取得」の意義 | (新設) |
| 70の6の5—4 相続税の申告期限までに行われた認定都市農地貸付け等 | (新設) |
| 70の6の5—5 認定都市農地貸付け等が行われた特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額 | (新設) |
| 70の6の5—6 認定都市農地貸付け等に係る権利設定に関する届出書が提出されない場合 | (新設) |
| [措置法第70条の6の6(山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係] | [措置法第70条の6の4(山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係] |
| 70の6の6—1 (省略) | 70の6の4—1 (同左) |
| 70の6の6—2 (省略) | 70の6の4—2 (同左) |
| 70の6の6—2の2 (省略) | 70の6の4—2の2 (同左) |
| 70の6の6—3 (省略) | 70の6の4—3 (同左) |
| 70の6の6—4 (省略) | 70の6の4—4 (同左) |
| 70の6の6—5 (省略) | 70の6の4—5 (同左) |
| 70の6の6—6 (省略) | 70の6の4—6 (同左) |
| 70の6の6—7 (省略) | 70の6の4—7 (同左) |
| 70の6の6—8 (省略) | 70の6の4—8 (同左) |
| 70の6の6—9 (省略) | 70の6の4—9 (同左) |
| 70の6の6—10 (省略) | 70の6の4—10 (同左) |
| 70の6の6—11 (省略) | 70の6の4—11 (同左) |
| 70の6の6—12 (省略) | 70の6の4—12 (同左) |
| 70の6の6—13 (省略) | 70の6の4—13 (同左) |
| 70の6の6—14 (省略) | 70の6の4—14 (同左) |
| 70の6の6—14の2 (省略) | 70の6の4—14の2 (同左) |
| 70の6の6—14の3 措置法第70条の6の6第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等 | 70の6の4—14の3 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等 |
| 70の6の6—14の4 (省略) | 70の6の4—14の4 (同左) |
| 70の6の6—14の5 措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合 | 70の6の4—14の5 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合 |
| 70の6の6—14の6 (省略) | 70の6の4—14の6 (同左) |
| 70の6の6—15 (省略) | 70の6の4—15 (同左) |

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|------------------------|
| 70の6の <u>6</u> —16（省略） | 70の6の <u>4</u> —16（同左） |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの及び農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項（（利用意向調査）又は第33条第1項の規定による同法第32条第1項に規定する利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）に係るものうち同法第36条第1項各号（（農地中間管理権の取得に関する協議の勧告））に該当するとき（同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く。以下70の6—13の2までにおいて同じ。）における当該農地以外のものをいう。</p> <p>(1) 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるものが含まれるものとする。ただし、現に耕作されている土地であっても、いわゆる家庭菜園や通常であれば耕作されないと認められる土地、例えば、運動場、工場敷地等を一時、耕作しているものは、農地に該当しないことに留意する。 <u>ただし、農地法第43条第1項（（農作物栽培高度化施設に関する特例））の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供される土地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、農地と同様に、農地法の全ての規定が適用されることに留意する。</u></p> <p>(注)1 上記において、「耕作」とは、土地に労資を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいい、肥培管理とは、作物の生育を助けるため、その土地及びそこに植栽される作物について行う耕うん、整地、播種、かんがい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業をいう。</p> <p>2 上記において、「現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるもの」とは、70の4—12（（贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地））の(1)ないし(3)に掲げる土地その他通常であれば耕作されていると認められる土地をいう。</p> <p>(2) 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。この場合、農地以外の土地で主として採草又は養畜</p> | <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの及び農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項（（利用意向調査）又は第33条第1項の規定による同法第32条第1項に規定する利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）に係るものうち同法第36条第1項各号（（農地中間管理権の取得に関する協議の勧告））に該当するとき（同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く。以下70の6—13の2までにおいて同じ。）における当該農地以外のものをいう。</p> <p>(1) 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、耕作の目的に供される土地には、現に耕作されている土地のほか、現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるものが含まれるものとする。ただし、現に耕作されている土地であっても、いわゆる家庭菜園や通常であれば耕作されないと認められる土地、例えば、運動場、工場敷地等を一時、耕作しているものは、農地に該当しないことに留意する。</p> <p>(注)1 上記において、「耕作」とは、土地に労資を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいい、肥培管理とは、作物の生育を助けるため、その土地及びそこに植栽される作物について行う耕うん、整地、播種、かんがい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業をいう。</p> <p>2 上記において、「現に耕作されていない土地のうち正常な状態の下においては耕作されていると認められるもの」とは、70の4—12（（贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地））の(1)ないし(3)に掲げる土地その他通常であれば耕作されていると認められる土地をいう。</p> <p>(2) 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。この場合、農地以外の土地で主として採草又は養畜</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されている土地のほか、現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるものが含まれるものとする。</p> <p>なお、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地であっても、肥培管理が行われているものは、農地に該当し、採草放牧地には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 上記において、「養畜」とは、家畜、家きん、毛皮獣などの生産、育成、肥育、採卵又は採乳を行うことをいう。</p> <p>2 上記において、「現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるもの」とは、70の4—12の(1)ないし(3)に掲げる土地その他通常であれば主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されていると認められる土地をいう。</p> <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> <p>70の4—62 措置法第70条の4第10項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第8項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうことに留意する。</p> <p>(注) …</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—78 …</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第27項の規定により準用する同条第25項の規定の適用を受ける場合には、同条第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第49項に規定する届出書又は同条第51項に規定する届出書の提出を要することに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の4—92 …</p> <p>(注) 1 …</p> | <p>の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されている土地のほか、現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるものが含まれるものとする。</p> <p>なお、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地であっても、肥培管理が行われているものは、農地に該当し、採草放牧地には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 上記において、「養畜」とは、家畜、家きん、毛皮獣などの生産、育成、肥育、採卵又は採乳を行うことをいう。</p> <p>2 上記において、「現にこれらの目的に供されていない土地のうち正常な状態の下においてはこれらの目的に供されていると認められるもの」とは、70の4—12の(1)ないし(3)に掲げる土地その他通常であれば主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されていると認められる土地をいう。</p> <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> <p>70の4—62 措置法第70条の4第10項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第8項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうことに留意する。</p> <p>(注) …</p> <p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—78 …</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第27項の規定により準用する同条第25項の規定の適用を受ける場合には、同条第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第50項に規定する届出書又は同条第52項に規定する届出書の提出を要することに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の4—92 …</p> <p>(注) 1 …</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡したときにおいて、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る受贈者が当該営農困難時貸付農地等を措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該営農困難時貸付農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7第58項に定めるところによることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の5—4 ……</p> <p>（注） 営農困難時貸付けが行われていた農地等について、措置法令第40条の7第58項の規定により措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合に、当該農地等に係る贈与者の死亡の日において、当該農地等につき新たな営農困難時貸付けが行われていないときの当該農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係〕</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(6)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる規定に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで当該規定による贈与税の納期限延長又は納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>イ 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ロ 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ハ 平成7年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ニ 平成12年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ホ 平成13年改正前の措置法第70条の4第1項</p> | <p>2 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与者が死亡したときにおいて、当該耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等に係る受贈者が当該営農困難時貸付農地等を措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、当該営農困難時貸付農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合には、措置法令第40条の7第59項に定めるところによることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の5—4 ……</p> <p>（注） 営農困難時貸付けが行われていた農地等について、措置法令第40条の7第59項の規定により措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合に、当該農地等に係る贈与者の死亡の日において、当該農地等につき新たな営農困難時貸付けが行われていないときの当該農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該贈与者の死亡の日における当該農地等の時価によることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係〕</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる規定に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで当該規定による贈与税の納期限延長又は納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</p> <p>イ 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ロ 平成3年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ハ 平成7年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ニ 平成12年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>ホ 平成13年改正前の措置法第70条の4第1項</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>へ 平成14年改正前の措置法第70条の4第1項 ト 平成15年改正前の措置法第70条の4第1項 チ 平成17年改正前の措置法第70条の4第1項 リ 平成21年改正前の措置法第70条の4第1項 ヌ 平成26年改正前の措置法第70条の4第1項 ル 平成28年改正前の措置法第70条の4第1項 ヲ 平成30年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者 (3) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人 (4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者 (5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者（以下70の6—13までにおいて「特定貸付者」という。） （注） 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。 <u>(6) 措置法第70条の6の5第1項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている者（以下70の6—13までにおいて「認定都市農地等貸付者」という。）</u></p> | <p>へ 平成14年改正前の措置法第70条の4第1項 ト 平成15年改正前の措置法第70条の4第1項 チ 平成17年改正前の措置法第70条の4第1項 リ 平成21年改正前の措置法第70条の4第1項 ヌ 平成26年改正前の措置法第70条の4第1項 ル 平成28年改正前の措置法第70条の4第1項 ヲ 平成30年改正前の措置法第70条の4第1項</p> <p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者 (3) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該農業相続人 (4) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡の時まで同項の規定の適用を受けていた場合における当該受贈者 (5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者（以下70の6—13までにおいて「特定貸付者」という。） （注） 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</p> |
| <p>（農業相続人の範囲） 70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から<u>(6)</u>までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同項に規定する贈与者が死亡し、特例適用農地等の受贈者が措置法第70条の5第1項の規定の適用により当該特例適用農地等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限（以下70の6—7の2において「相続税の申告期限」という。）まで当該特例適用農地等に係る農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる受贈者 (2) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、当該受贈者が同条第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈によ</p> | <p>（農業相続人の範囲） 70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から<u>(4)</u>までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同項に規定する贈与者が死亡し、特例適用農地等の受贈者が措置法第70条の5第1項の規定の適用により当該特例適用農地等を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限（以下70の6—7の2において「相続税の申告期限」という。）まで当該特例適用農地等に係る農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる受贈者 (2) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、当該受贈者が同条第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈によ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>り取得したものとみなされる場合の当該受贈者</p> <p>(3) 措置法第70条の6の3第2項に規定する農業経営者又は農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6—13までにおいて「特定貸付け」という。）を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において同法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は特定貸付けを行っているときの当該受贈者</p> <p>(5) <u>措置法第70条の6の5第2項に規定する農業経営者又は農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の4第2項第2号又は第3号に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付け（以下70の6—72までにおいて「認定都市農地貸付け等」という。）を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</u></p> <p>(6) <u>措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において認定都市農地貸付け等を行っているときの当該受贈者</u></p> <p>（農業経営を行う者）</p> <p>70の6—8 措置法令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」（以下「農業経営を行う者」という。）に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、70の4—6（（農業を営む個人等））を準用する。</p> <p>この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者（成年に達した後、引き続き就学している者を含む。）に該当し、かつ、当該未成年者と同居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2（（農業相続人の範囲））の(2)から(6)までに掲げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70</p> | <p>り取得したものとみなされる場合の当該受贈者</p> <p>(3) 措置法第70条の6の3第2項に規定する農業経営者又は同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の3第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6—13までにおいて「特定貸付け」という。）を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において同法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は特定貸付けを行っているときの当該受贈者</p> <p>（農業経営を行う者）</p> <p>70の6—8 措置法令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」（以下「農業経営を行う者」という。）に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、70の4—6（（農業を営む個人等））を準用する。</p> <p>この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者（成年に達した後、引き続き就学している者を含む。）に該当し、かつ、当該未成年者と同居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2（（農業相続人の範囲））の(2)から(4)までに掲げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>条の4第22項に規定する営農困難時貸付けにより貸し付けている者、<u>特定貸付者又は認定都市農地等貸付者</u>が含まれることに留意する。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4—12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地))(後段を除く。)及び70の4—13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下70の6—40までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下70の6—13において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第71項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第47項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)</p> | <p>条の4第22項に規定する営農困難時貸付けにより貸し付けている者又は<u>特定貸付者</u>が含まれることに留意する。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4—12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地))(後段を除く。)及び70の4—13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下70の6—40までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下70の6—13において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第72項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第48項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(5) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第18項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている措置法第70条の6第28項に規定する農業相続人が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(8) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(9) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(10) 特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から措置法第70条の4の2第1項各号又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合（措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合を含む。） 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(11) <u>認定都市農地等貸付者が死亡し、当該認定都市農地等貸付者の相続人が当該認定都市農地等貸付者から措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付けを行っている農地を相続又は遺贈により取得をした場合</u> <u>当該認定都市農地貸付け又は当該農園用地貸付けを行っている農地</u></p> | <p>(5) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第18項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている措置法第70条の6第28項に規定する農業相続人が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(8) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(9) 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(10) 特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から措置法第70条の4の2第1項各号又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合（措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合を含む。） 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地（当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地（当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。）を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(納税猶予分の相続税額に相当する担保)</p> <p>70の6—17 措置法第70条の6第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとする。</p> <p>(1) この場合において、同項の規定の適用を受ける農地等の全部を担保として提供する場合(当該農地等につき当該相続税額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとする。</p> <p>(2) なお、上記以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る相続税の本税の額とこれに係る農業相続人の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 次に掲げる農業相続人(相続又は遺贈により特例農地等を取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)の納税猶予に係る相続税の本税の額のうち、当該特例農地等のうち措置法第70条の6第6項第2号ロに規定する市街</p> | <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6—14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地（当該譲渡等が措置法70条の4第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地（当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。）を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>(納税猶予分の相続税額に相当する担保)</p> <p>70の6—17 措置法第70条の6第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとする。</p> <p>(1) この場合において、同項の規定の適用を受ける農地等の全部を担保として提供する場合(当該農地等につき当該相続税額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとする。</p> <p>(2) なお、上記以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る相続税の本税の額とこれに係る農業相続人の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 次に掲げる農業相続人(相続又は遺贈により特例農地等を取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)の納税猶予に係る相続税の本税の額のうち、当該特例農地等のうち措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—17において同じ。)に係る農業投資価格控除後の価格に対応する部分の金額については、上記(2)の「平均余命年数」を「平均余命年数(20年を限度とする。)」と読み替えて、当該金額に係る納税猶予期間中の利子税の額を計算する。</p> <p>1 当該取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等である農業相続人</p> <p>2 当該取得をした日において特例農地等のうちに市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等がある農業相続人</p> <p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合)</p> <p>70の6—21 …</p> <p>(1) …</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第71項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(3) …</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第71項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになることに留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 …</p> <p>(1) 当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地(当該譲渡等が同法第70条の4第2項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡である場合</p> | <p>地等(都市営農農地等を除く。)に係る農業投資価格控除後の価格に対応する部分の金額については、上記(2)の「平均余命年数」を「平均余命年数(20年を限度とする。)」と読み替えて、当該金額に係る納税猶予期間中の利子税の額を計算する。</p> <p>1 当該取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)である農業相続人</p> <p>2 当該取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等がある農業相続人</p> <p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合)</p> <p>70の6—21 …</p> <p>(1) …</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第72項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(3) …</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになることに留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 …</p> <p>(1) 当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地(当該譲渡等が同法第70条の4第2項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡である場合</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第29項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(2) 当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡であり、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地(同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の相続の開始があった日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に、同項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該1年以内に農地又は採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地(同条第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の相続の開始があった日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであるときは、当該農地等の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第33項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等(以下「買取りの申出等」という。)があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第38項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第21項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>...</p> | <p>は、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第30項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(2) 当該譲渡等が措置法第70条の4第2項第3号イからハマで掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する取用交換等による譲渡であり、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地(同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の相続の開始があった日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供しているとき又は当該譲渡等があった日から1年以内に、同項の規定の適用を受ける農地等以外の当該区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該1年以内に農地又は採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地(同条第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡があった日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の相続の開始があった日以前に取得したものを除く。)で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであるときは、当該農地等の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第34項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等(以下「買取りの申出等」という。)があった場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第39項の規定による申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第21項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>...</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第39項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、当該市街化区域内農地等に係る納税猶予税額については、<u>同条第39項第4号</u>の規定により当該20年を経過する日において免除されるが、免除の時において同条第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を行う必要はなく、同項後段の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、免除後に特例農地等の譲渡等があった時は、当該免除に係る市街化区域内農地等の面積は同号後段に規定する「当該相続人のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積」(70の6—27(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算))の算式におけるA)には含めず、当該100分の20の計算を行うことに留意する。</p> <p>(注) 相続税の申告書の提出期限後10年を経過する日において農業相続人が有する措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける準農地のうち農地又は採草放牧地として当該農業相続人の農業の用に供されていないことから同条第7項の規定により納税猶予期限が確定した準農地は、同条第1項第1号後段に規定する「当該農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がなされたもの以外のものに係る土地」であることから、当該準農地に係る面積は、同項に規定する100分の20を超えるかどうかの計算の分母の面積に含まれることに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予期限)</p> <p>70の6—40 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正後の措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第21項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、次に掲げる相続人の区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意す</p> | <p>(市街化区域内農地等に係る納税猶予税額について申告書の提出期限の翌日から20年を経過して免除があった場合の100分の20の計算)</p> <p>70の6—30の2 措置法第70条の6第39項第4号の規定により、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人(相続又は遺贈により財産を取得した日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。)が有する特例農地等のうちに当該取得をした日において同号の市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。以下70の6—30の2において同じ。)がある場合には、当該市街化区域内農地等に係る納税猶予税額については、<u>同号</u>の規定により当該20年を経過する日において免除されるが、免除の時において同条第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を行う必要はなく、同項後段の適用はないことに留意する。</p> <p>なお、免除後に特例農地等の譲渡等があった時は、当該免除に係る市街化区域内農地等の面積は同号後段に規定する「当該相続人のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積」(70の6—27(譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算))の算式におけるA)には含めず、当該100分の20の計算を行うことに留意する。</p> <p>(注) 相続税の申告書の提出期限後10年を経過する日において農業相続人が有する措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける準農地のうち農地又は採草放牧地として当該農業相続人の農業の用に供されていないことから同条第7項の規定により納税猶予期限が確定した準農地は、同条第1項第1号後段に規定する「当該農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がなされたもの以外のものに係る土地」であることから、当該準農地に係る面積は、同項に規定する100分の20を超えるかどうかの計算の分母の面積に含まれることに留意する。</p> <p>(相続税の納税猶予期限)</p> <p>70の6—40 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正後の措置法第70条の6第1項に規定する相続税の納税猶予期限は、同条第21項の規定の適用の有無にかかわらず、原則として、次に掲げる相続人の区分に応じ、それぞれに掲げる日となることに留意す</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>(1) 同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等(下図のA農地)がある農業相続人 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(注) 上記の農業相続人については、たとえ、当該都市営農農地等である特例農地等がその後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、<u>全ての</u>特例農地等についてその死亡の日となることに留意する。</p> <p>(2) 同項の規定の適用を受ける特例農地等の<u>全て</u>が相続又は遺贈により取得をした日において<u>地方圏市街化区域内農地等(下図のC農地)に該当する農業相続人(1)に掲げる者を除く。</u> 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日</p> <p>(3) 同項の規定の適用を受ける特例農地等の<u>全て</u>が相続又は遺贈により取得をした日において<u>地方圏生産緑地等(下図のB農地)又は市街化区域外農地等(下図のD農地)に該当する農業相続人(1)に掲げる者を除く。</u> 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(4) 同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において<u>地方圏市街化区域内農地等(下図のC農地)に該当するもの及び地方圏生産緑地等(下図のB農地)又は市街化区域外農地等(下図のD農地)に該当するもの</u>があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日までの間に、農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において<u>地方圏生産緑地等(下図のB農地)に該当するもの及び市街化区域外農地等(下図のD農地)に該当するもの</u>に係る相続税の<u>全て</u>について、同条第7項又は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している当該農業相続人(1)に掲げる者を除く。) 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日</p> <p>(5) 同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において<u>地方圏市街化区域内農地等(下図のC農地)に該当するもの及び地方圏生産緑地等(下図のB農地)又は市街化区域外農地等(下図のD農地)に該当するもの</u>があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において<u>地方圏生産緑地等</u></p> | <p>る。</p> <p>(1) 同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等がある農業相続人 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(注) 上記の農業相続人については、たとえ、当該都市営農農地等である特例農地等がその後同条第7項又は第8項の規定に該当したことにより同条第1項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有しないこととなった場合においても、<u>すべての</u>特例農地等についてその死亡の日となることに留意する。</p> <p>(2) 同項の規定の適用を受ける特例農地等の<u>すべて</u>が相続又は遺贈により取得をした日において都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地(以下70の6—97までにおいて「市街化区域内農地等」という。)である農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日</p> <p>(3) <u>措置法第70条の6第1項</u>の規定の適用を受ける特例農地等のすべてが相続又は遺贈により取得をした日において<u>市街化区域内農地等以外のものである農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。)</u> 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(4) 同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において<u>都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等</u>があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日までの間に、農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち当該取得した日において<u>当該市街化区域内農地等以外の特例農地等</u>に係る相続税のすべてについて、同条第7項又は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している当該農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日のいずれか早い日</p> <p>(5) <u>措置法第70条の6第1項</u>の規定の適用を受ける特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得した日において<u>都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の特例農地等</u>があり、かつ、同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において、農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち当該取得した日において<u>当該市街化区域内農地等以外の特例農地等</u>に係る相続税について、同条第7項又</p> |

| 改正後 | | 改正前 | | |
|---|------------|---|--|-----|
| <p>(下図のB農地)又は市街化区域外農地等(下図のD農地)に該当するものに係る相続税について、同条第7項又は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来していないものがある当該農業相続人(1)に掲げる者を除く。) 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(注) 1 上記の農業相続人の区分のいずれに該当するかは、特例農地等を相続又は遺贈により取得をした日において、いずれの農地等に該当するかによることに留意する。</p> <p>2 上記の「地方圏市街化区域内農地等」とは、特例農地等のうち同条第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。)をいう(下図のC農地)。</p> <p>3 上記の「地方圏生産緑地等」とは、特例農地等のうち同号に規定する生産緑地等(都市営農農地等に該当するものを除く。)をいう(下図のB農地)。</p> <p>4 上記の「市街化区域外農地等」とは、特例農地等のうち同号ロに規定する市街化区域内農地等以外の農地等をいう(下図のD農地)。</p> | | <p>は第8項の規定による納税の猶予に係る期限が到来していないものがある当該農業相続人(当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。) 当該農業相続人の死亡の日</p> <p>(注) 上記の農業相続人の区分のいずれに該当するかは、特例農地等を相続又は遺贈により取得をした日において、いずれの農地等に該当するかによることに留意する。</p> | | |
| 〔図〕 特例農地等の区分及び納税猶予期限 | | | | |
| 都市計画区分 | | 三大都市圏 | | 地方圏 |
| | | 特定市 | 特定市以外 | |
| 市街化区域 | 生産緑地等 | A農地 納税猶予期限 : 農業相続人の死亡の日 | B農地 納税猶予期限: 農業相続人の死亡の日 | |
| | 田園住居地域内の農地 | | C農地 納税猶予期限: 申告期限の翌日から 20年を経過する日 | |
| | 上記以外 | [特定市街化区域農地等] | | |
| 市街化区域以外 | | D農地 納税猶予期限: 農業相続人の死亡の日 | | |
| <p>※相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において、特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その全ての特例農地等について、死亡の日が納税猶予期限とされている。</p> | | | | |
| (使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅) | | (使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅) | | |
| 70の6—42 措置法令第40条の7第19項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替 | | 70の6—42 措置法令第40条の7第20項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替 | | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> | <p>規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> |
| <p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> | <p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> |
| <p>70の6—49 措置法令第40条の7第19項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> | <p>70の6—49 措置法令第40条の7第20項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> |
| <p>(前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> | <p>(前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> |
| <p>70の6—50 措置法令第40条の7第19項第2号に規定する「前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第15項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> | <p>70の6—50 措置法令第40条の7第20項第2号に規定する「前条第15項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第15項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> |
| <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> | <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> |
| <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項の規定により貸し付けることのできる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、次に掲げるもの以外のものをいうことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>措置法令第40条の7第71項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地</u> (2) <u>措置法第70条の6第9項の規定により農業相続人の推定相続人の1人に対して使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地</u> (3) <u>同条第28項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地</u> (4) <u>措置法第70条の6の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地</u> (5) <u>措置法第70条の6の4第1項の規定により認定都市農地貸付け等を行っている農地</u> | <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項の規定により貸し付けることのできる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、<u>措置法令第40条の7第72項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の6第9項の規定により農業相続人の推定相続人の1人に対して使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第28項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の6の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</u></p> |
| <p>(賃借権等の設定の日)</p> | <p>(賃借権等の設定の日)</p> |
| <p>70の6—54 措置法令第40条の7第21項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第23項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> | <p>70の6—54 措置法令第40条の7第22項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第24項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> |
| <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> | <p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>70の6—58 措置法第70条の6第12項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の<u>全て</u>に係る土地の面積の合計」及び「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」については、70の4—62((借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎))を準用する。</p> | <p>70の6—58 措置法第70条の6第12項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の<u>すべて</u>に係る土地の面積の合計」及び「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」については、70の4—62((借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎))を準用する。</p> |
| <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</p> | <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例農地等の範囲)</p> |
| <p>70の6—66 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—86までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6—70までにおいて「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(5)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> | <p>70の6—66 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—86までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6—70までにおいて「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例農地等は含まれることに留意する。</p> |
| <p>(1) 措置法令第40条の7第71項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)</p> <p>(3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)</p> <p>(5) <u>措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける認定都市農地貸付け等が行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)</u></p> | <p>(1) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)</p> <p>(3) 措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させたものに限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る同項に規定する賃借権等を消滅させたものに限る。)</p> |
| <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> | <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> |
| <p>70の6—72 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利(以下70の6—72において「地上権等」という。)の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当</p> | <p>70の6—72 措置法第70条の6第22項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利(以下70の6—72において「地上権等」という。)の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>該農業相続人が次に掲げる特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、それぞれ次に定める用)に供しなければならないのであるが、この場合の特例農地等の利用状況については、70の4—77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等 当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第19項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用</p> <p>(2) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていた特例農地等 同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用</p> <p>(3) 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等 同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用</p> <p>(4) 認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等 認定都市農地貸付け等又は自己の農業の用</p> <p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第49項に規定する届出書又は同条第51項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第39項第1号の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第25項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6—74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け(以下70の6—91までにおいて「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第55項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6—74において「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過</p> | <p>該農業相続人が同条第9項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第20項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用、また、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っていた特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等を同項に規定する特定貸付け又は自己の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合の特例農地等の利用状況については、70の4—77((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p> <p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第23項に規定する届出書、措置法令第40条の7第50項に規定する届出書又は同条第52項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第39項第1号の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第25項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6—74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け(以下70の6—91までにおいて「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の7第56項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6—74において「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>する日まで引き続き行われている場合に限る。)における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6—77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、次に掲げるものは含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(2) 同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等</p> <p>(3) 一時的道路用地等の用に供するために同条第22項に規定する地上権等の設定(以下70の6—77において「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)</p> <p>(4) 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(5) 措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける特例農地等</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6—79 措置法令第40条の7第56項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> | <p>する日まで引き続き行われている場合に限る。)における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(営農困難時貸付けの対象から除かれる特例農地等)</p> <p>70の6—77 営農困難時貸付けの対象となる特例農地等には、措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、一時的道路用地等の用に供するために同条第22項に規定する地上権等の設定(以下70の6—77において「地上権等の設定」という。)に基づく貸付けの対象となっている特例農地等(農業相続人が営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で、同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。)及び措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等は含まれないことに留意する。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6—79 措置法令第40条の7第57項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例農地等が同項第1号に規定する農地中間管理機構、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例農地等の所在が措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合)</p> <p>70の6—80 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該営農困難時貸付農地等につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるときには、次に掲げるものを除き、当該営農困難時貸付農地等は、営農困難時貸付けが行われている特例農地等として取り扱う。</p> <p>(1) 当該受贈者に係る贈与者の死亡の日後、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限までに当該受贈者の農業の用に供された当該営農困難時貸付農地等</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡に係る相続税の申告において措置法第70条の6の3第4項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける当該営農困難時貸付農地等</p> <p>(3) <u>当該贈与者の死亡に係る相続税の申告において措置法令第40条の7の5第2項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける当該営農困難時貸付農地等</u></p> | <p>(営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合)</p> <p>70の6—80 措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡し、同条第22項に規定する営農困難時貸付農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該営農困難時貸付農地等につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるときには、次に掲げるものを除き、当該営農困難時貸付農地等は、営農困難時貸付けが行われている特例農地等として取り扱う。</p> <p>(1) 当該受贈者に係る贈与者の死亡の日後、措置法第70条の6第1項に規定する相続税の申告書の提出期限までに当該受贈者の農業の用に供された当該営農困難時貸付農地等</p> <p>(2) 当該贈与者の死亡に係る相続税の申告において措置法第70条の6の3第4項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける当該営農困難時貸付農地等</p> |
| <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の6—81 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第23項の耕作の放棄又は権利消滅があったとき（当該営農困難時貸付農地等に係る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について同項第3号の税務署長の承認を受けているとき、又は当該税務署長の承認を受けていない場合で当該贈与者の死亡の日前2月以内に同項の耕作の放棄又は権利消滅があったときに限る。）における当該営農困難時貸付農地等（既に同項の規定により同項第2号又は第4号の届出書が提出されたものを除く。）に係る措置法第70条の6の規定の適用については、措置法令第40条の7第58項に定めるところによることに留意する。</p> <p>…</p> | <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p> <p>70の6—81 措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされたものである場合において、当該取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に、当該特例農地等のうち措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行っていた同項に規定する営農困難時貸付農地等につき同条第23項の耕作の放棄又は権利消滅があったとき（当該営農困難時貸付農地等に係る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について同項第3号の税務署長の承認を受けているとき、又は当該税務署長の承認を受けていない場合で当該贈与者の死亡の日前2月以内に同項の耕作の放棄又は権利消滅があったときに限る。）における当該営農困難時貸付農地等（既に同項の規定により同項第2号又は第4号の届出書が提出されたものを除く。）に係る措置法第70条の6の規定の適用については、措置法令第40条の7第59項に定めるところによることに留意する。</p> <p>…</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6—86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の7第56項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第61項において準用する措置法第70条の6第22項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の6—88 措置法令第40条の7第57項において準用する措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類については、70の4—89((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第39項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(措置法第70条の4第2項第4号ロに掲げる農地であって同項第3号イからハまでに掲げる区域内に所在するもの及び措置法第70条の6第6項第2号に規定する生産緑地等を除く。以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>(1) 同条第39項第4号の相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において農業相続人(相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有していないものに限る。)が有する特例農地等の全てが当該取得をした日において市街化区域内農地等に係るものである場合 同条第1項に規定する相続税に相当する金額(既に同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税を除く。)</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の算式により計算した金額</p> | <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6—86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の7第57項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第62項において準用する措置法第70条の6第22項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p>70の6—88 措置法令第40条の7第58項において準用する措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類については、70の4—89((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額の免除)</p> <p>70の6—97 措置法第70条の6第39項の規定により納税猶予税額のうち同項第4号に規定する市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く。)(以下70の6—97において「市街化区域内農地等」という。)に係る納税猶予税額が免除される場合の当該納税猶予税額は、次の(1)又は(2)によることに留意する。</p> <p>(1) 同項第4号の相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過する日において農業相続人(相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有していないものに限る。)が有する特例農地等のすべてが当該取得をした日において市街化区域内農地等に係るものである場合 同条第1項に規定する相続税に相当する金額(既に同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税を除く。)</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の算式により計算した金額</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{納税猶予分の相続税額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が相続又は遺贈により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等の取得の時にける農業投資価格控除後の価額}}{\text{農業相続人が取得をした<u>全て</u>の特例農地等の取得の時にける農業投資価格控除後の価額の合計額}}</math> </p> <p>(注) 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>なお、当該取得の日において市街化区域内農地等である特例農地等について同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、当該市街化区域内農地等である特例農地等の同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税に相当する金額を上記により計算した金額から控除した残額が免除される猶予税額となり、その計算した金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の平成26年改正前の措置法第70条の6の適用関係))の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。以下70の6—97において同じ。))には適用がないことに留意する。</p> <p>なお、旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける場合も同様に、同条第38項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>また、旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項又は第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第39項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(平成30年改正前の措置法第70条の4及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6—107 平成30年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第118条第7項及び第13項の規定の適用については、平成30年7月3日付課資2—9ほか2課共同「相続税法基</p> | <p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{納税猶予分の相続税額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が相続又は遺贈により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等の取得の時にける農業投資価格控除後の価額}}{\text{農業相続人が取得をした<u>すべて</u>の特例農地等の取得の時にける農業投資価格控除後の価額の合計額}}</math> </p> <p>(注) 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>なお、当該取得の日において市街化区域内農地等である特例農地等について同条第7項又は第8項の規定の適用があった場合には、当該市街化区域内農地等である特例農地等の同条第7項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税及び同条第8項に規定する特定農地等に係る相続税に相当する金額を上記により計算した金額から控除した残額が免除される猶予税額となり、その計算した金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6第39項の規定は、旧法猶予適用者(70の6—92((旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受けた場合の平成26年改正前の措置法第70条の6の適用関係))の(1)から(6)までに掲げる農業相続人をいう。以下70の6—97において同じ。))には適用がないことに留意する。</p> <p>なお、旧法猶予適用者が平成26年改正前の措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける場合も同様に、同条第38項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>また、旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第39項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(平成30年改正前の措置法第70条の4及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6—107 平成30年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成30年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第118条第7項及び第13項の規定の適用については、平成30年7月3日付課資2—9ほか2課共同「相続税</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>本通達等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」通達の70の4—1（（農地又は採草放牧地の意義）から70の6—107（（既往通達の廃止））の取扱いの例により、同条第6項並びに第11項及び第12項の規定の適用については、平成30年12月19日付課資2—19ほか2課共同「<u>「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」等の一部改正について</u>」通達による改正前の「<u>租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて</u>」通達の70の4—1（（農地又は採草放牧地の意義）から70の6—108（（既往通達の廃止））の取扱いの例による。</p> <p>〔措置法第70条の6の2（（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲）</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等 (2) 措置法令第40条の7第71項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等 (3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等 (4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定（以下70の6の2—1において「地上権等の設定」という。）に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。） (6) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等 (7) 措置法第70条の6の4第1項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けの対象と | <p>法基本通達等の一部改正について」通達による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」通達の70の4—1（（農地又は採草放牧地の意義）から70の6—107（（既往通達の廃止））の取扱いの例による。</p> <p>〔措置法第70条の6の2（（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係）</p> <p>（措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲）</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第57項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置法第70条の6第1項に規定する準農地である特例農地等 (2) 措置法令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等 (3) 措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等 (4) 措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等 (5) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定（以下70の6の2—1において「地上権等の設定」という。）に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が特定貸付けを行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。） (6) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>なっている特例農地等</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—10 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第6項第2号ロに規定する市街化区域内農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)</p> <p>70の6の2—12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用されることとなるが、同条第40項に規定する利子税の割合については、次に掲げる旧法猶予適用者の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する旧法猶予適用者 年3.6%</p> <p>(2) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない旧法猶予適用者</p> <p>イ 特例農地等のうち相続又は遺贈により取得をした日において措置法令第40条の7第67項第1号に規定する市街化区域内農地等に対応する部分の金額を基礎とする部分 年6.6%</p> <p>ロ イ以外の部分 年3.6%</p> <p>(注)1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。</p> <p>2 措置法第93条((利子税の割合の特例))の規定の適用があることに留意する。</p> | <p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—10 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)</p> <p>70の6の2—12 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用されることとなるが、同条第40項に規定する利子税の割合については、次に掲げる旧法猶予適用者の区分に応じそれぞれ次の割合となることに留意する。</p> <p>(1) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有する旧法猶予適用者 年3.6%</p> <p>(2) 特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない旧法猶予適用者</p> <p>イ 特例農地等のうち相続又は遺贈により取得をした日において同条第5項に規定する市街化区域内農地等に対応する部分の金額を基礎とする部分 年6.6%</p> <p>ロ イ以外の部分 年3.6%</p> <p>(注)1 上記の利子税の割合は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日以後の期間に対応する利子税について適用があることに留意する。</p> <p>2 措置法第93条((利子税の割合の特例))の規定の適用があることに留意する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|------|
| 〔措置法第70条の6の4（相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例）関係〕 | (新設) |
| <p><u>（措置法第70条の6の4の適用の対象となる特例農地等の範囲）</u></p> | (新設) |
| <p><u>70の6の4—1 措置法第70条の6の4第2項第2号又は第3号に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付け（以下70の6の4—8までにおいて「認定都市農地貸付け等」という。）の対象となる特例農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地（生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの及び同法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたものを除く。）に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は認定都市農地貸付け等の対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の6第1項に規定する採草放牧地又は準農地である特例農地等</u></p> <p>(2) <u>措置法令第40条の7第71項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の6第10項に規定する貸付特例適用農地等</u></p> <p>(5) <u>措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定（以下70の6の4—1において「地上権等の設定」という。）に基づく貸付けの対象となっている特例農地等（農業相続人が認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために認定都市農地貸付け等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）</u></p> <p>(6) <u>措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等</u></p> <p>(7) <u>措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となっている特例農地等</u></p> | |
| <p><u>（認定都市農地貸付け等に該当しない貸付け）</u></p> | (新設) |
| <p><u>70の6の4—2 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第23項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを認定都市農地貸付け等により行ったときの当該認定都市農地貸付け等についての措置法第70条の6の4の規定の適用については、70の4の2—2（（特定貸付けに該当しない貸付け））を準用する。</u></p> | |
| <p><u>（認定都市農地貸付け等が行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算</u></p> | (新設) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>入すべき価額)</u></p> <p><u>70の6の4—3 措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける同条第2項第1号に規定する猶予適用者（以下70の6の4—8までにおいて「猶予適用者」という。）が死亡した場合において、認定都市農地貸付け等が行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 認定都市農地貸付け等が行われていた特例農地等について、猶予適用者の死亡の日前までに次に掲げる認定都市農地貸付け等の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当することとなった場合において、当該猶予適用者の死亡の日において新たな認定都市農地貸付け等が行われていないときにおける当該特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</u></p> <p><u>1 認定都市農地貸付け（措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付けをいう。70の6の4—7までにおいて同じ。） 次に掲げる場合</u></p> <p><u>① 措置法令第40条の7の4第2項において読み替えられた措置法第70条の4の2第3項に規定する貸付期限（当該貸付期限の到来前に措置法第70条の6の4第1項に規定する賃借権等が消滅した場合には、当該賃借権等が消滅した日）が到来した場合</u></p> <p><u>② 措置法第70条の6の4第3項に規定する耕作の放棄又は認定の取消しがあった場合</u></p> <p><u>2 農園用地貸付け（措置法第70条の6の4第2項第3号に規定する農園用地貸付けをいう。70の6の4—9までにおいて同じ。） 次に掲げる場合</u></p> <p><u>① 措置法令第40条の7の4第4項において読み替えられた措置法第70条の4の2第3項に規定する貸付期限（措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあつては同条第4項の貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日とし、当該貸付期限の到来前に同条第1項に規定する賃借権等が消滅した場合には当該賃借権等が消滅した日）が到来した場合</u></p> <p><u>② 措置法第70条の6の4第2項第3号イの賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約又は同号ハの賃借権若しくは使用貸借による権利の設定に関する契約が解除された場合</u></p> <p><u>③ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項（（特定農地貸付けの承認）（都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第11条（（特定農地貸付法の準用））において準用する場合を含む。）の承認の取消し又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第10条（（認定の取消し））の規定による認定の取消しがあった場合</u></p> | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>④ 措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定が廃止された場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号((定義))の協定が廃止された場合</p> <p><u>(認定都市農地貸付け等に係る権利設定に関する届出書)</u></p> <p><u>70の6の4—4</u> 措置法第70条の6の4第1項に規定する届出書は、認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った日において2以上の同条第2項第2号の認定事業計画又は同項第3号イ若しくはハの契約若しくは同号ロの貸付規程の定めるところにより認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている場合には、それぞれの認定事業計画又は契約若しくは貸付規程ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p><u>(注)</u> 措置法第70条の6の4第3項、第4項又は第6項において準用する措置法第70条の4の2第3項の届出書及び同条第5項の届出書の提出も同様であることに留意する。</p> <p><u>(措置法第70条の6の4第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</u></p> <p><u>70の6の4—5</u> 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の4第1項に規定する賃借権等の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。)があったときの担保については、70の4の2—4((措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の4第1項の担保))を準用する。</p> <p><u>(貸付期限の更新があった場合)</u></p> <p><u>70の6の4—6</u> 認定都市農地貸付け等を行った農地の全部又は一部の貸付けに係る期限の到来前に、当該貸付けに係る期限を延長したときの当該延長前の貸付けに係る期限については、70の4の2—5((貸付期限の更新があった場合))を準用する。</p> <p><u>(新たな貸付けを行う場合の貸付けの範囲等)</u></p> <p><u>70の6の4—7</u> 貸付期限の到来等(70の6の4—3(注)に定める場合をいう。以下70の6の4—8において同じ。)に該当することとなった貸付都市農地等(措置法第70条の6の4第1項に規定する貸付都市農地等をいう。)について新たな貸付け(措置法令第40条の7の4第2項、第4項又は第6項の規定により読み替えられた措置法第70条の4の2第3項又は第5項の規定により行う新たな貸付けをいう。以下70の6の4—7において同じ。)を行う場合には、認定都市</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------|
| <p><u>農地貸付け又は農園用地貸付けのいずれかによることに留意する。</u></p> <p><u>なお、新たな貸付けを行った場合の措置法第70条の6の4の規定の適用については、当該貸付都市農地等に係る当初の貸付けの区分（認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けの別をいう。以下70の6の4―7において同じ。）にかかわらず、新たに行った貸付けの区分に応じて、同条の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>（認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等につき貸付期限の到来等があった後に猶予適用者が死亡した場合）</u></p> <p><u>70の6の4―8 措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来等に該当することとなった場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、当該貸付期限の到来等があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第39項の規定により相続税は免除されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、(2)の場合において、当該猶予適用者の死亡の日前に新たな認定都市農地貸付け等を行った部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分に係る措置法第70条の6の4第3項、第4項又は第6項において準用する措置法第70条の4の2第5項の届出書がその提出期限（当該猶予適用者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>貸付期限の到来等に該当することとなった日から2月以内に当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の4第3項、第4項又は第6項において準用する措置法第70条の4の2第4項の税務署長の承認を受け、貸付期限の到来等に該当することとなった日から1年を経過する日までに、当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</u></p> <p>(注) <u>上記(1)又は(2)の場合において、貸付期限の到来等に該当することとなったときから猶予適用者の死亡の日までの間に、当該貸付期限の到来等があった特例農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき又は当該猶予適用者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の6の4第3項、第4項又は第6項において準用する措置法第70条の4の2第3項又は第5項の届出書の提出は要しないことに留意する。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>（100分の20の計算から除外される貸付けの事業に係る施設等に転用された特例農地等）</u></p> <p><u>70の6の4―9 措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7の4第10項で読み替えて適用する措置法令第40条の7第8項に規定する「転用」が行われた土地については、70の4―28（100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------------------|
| <p>転用された特例適用農地等)を準用する。</p> <p>(注) 上記の「転用」は、農園用地貸付けにつき措置法第70条の6の4第1項の規定の適用がある場合において、措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、特例農地等を当該農業相続人(措置法第70条の6の4第2項第3号イ又はハに掲げる貸付けを行っている場合には、同号イの地方公共団体若しくは農業協同組合又は同号ハの地方公共団体及び農業協同組合以外の者)の貸付けの事業に係る事務所、作業場、倉庫その他の施設若しくは当該事業に従事する使用人の宿舍又は市民農園整備促進法第2条第2項第2号((定義))に規定する市民農園施設(同法第9条((勧告))に規定する認定計画に記載されたものに限る。)の敷地にするための転用をいうことに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>70の6の4—10</u> 措置法第70条の6の2第2項各号に掲げる農業相続人(70の6の4—12において「旧法猶予適用者」という。)が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第7項の規定により当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、当該各号に規定する改正前の租税特別措置法第70条の6の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>70の6の4—11</u> 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。)が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合において、(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けているときの措置法第70条の6第32項に規定する届出書の提出については、70の6の2—11((旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出))を準用する。</p> <p>(1) 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第14項の規定</p> <p>(2) 平成12年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第16項の規定</p> <p>(3) 平成13年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第25項の規定</p> <p>(4) 平成15年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人 同条第</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>31項の規定</p> <p>(5) <u>平成17年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人</u> 同条第31項の規定</p> <p><u>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合)</u></p> <p><u>70の6の4—12</u> 旧法猶予適用者が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた場合における措置法第70条の6第40項に規定する利子税の割合については、70の6の2—12((旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の利子税の割合))を準用する。</p> <p><u>[措置法第70条の6の5((認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った農地についての相続税の課税の特例)関係)]</u></p> <p><u>(認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている者の範囲)</u></p> <p><u>70の6の5—1</u> 措置法第70条の6の5第1項に規定する「認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている者」(以下70の6の5—1において「都市農地貸付者」という。)とは、これらの貸付け(以下70の6の5—6までにおいて「認定都市農地貸付け等」という。)を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(3)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は都市農地貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>措置法第70条の6第28項の規定の適用を受ける農業相続人</u>(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが認定都市農地貸付け等により行われていた場合に限る。)</p> <p>(2) <u>措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける受贈者</u>(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが認定都市農地貸付け等により行われていた場合に限る。)</p> <p>(3) <u>措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける農業相続人</u></p> <p><u>(措置法第70条の6の5第1項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた農地)</u></p> <p><u>70の6の5—2</u> 措置法第70条の6の5第1項に規定する「認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた農地」とは、認定都市農地貸付け等を行っていた者の死亡の日において、当該認定都市農地貸付け等を行っていた者により認定都市農地貸付け等が行われていた農地をいい、当該認定都市農地貸付け等を行っていた者が当該農地について措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けているかどうかは問わないことに留意する。</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>(「相続又は遺贈により取得」の意義)</u> <u>70の6の5—3 措置法第70条の6の5第1項及び第2項に規定する「相続又は遺贈により取得」については、70の6の3—3(「相続又は遺贈により取得」の意義)を準用する。</u></p> | (新設) |
| <p><u>(相続税の申告期限までに行われた認定都市農地貸付け等)</u> <u>70の6の5—4 措置法第70条の6の5第2項の規定の適用については、70の6の3—4((相続税の申告期限までに行われた特定貸付け))を準用する。</u></p> | (新設) |
| <p><u>(認定都市農地貸付け等が行われた特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</u> <u>70の6の5—5 措置法第70条の6の5の規定の適用を受ける農地に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額については、70の6の3—5((特定貸付けが行われた特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額))を準用する。</u></p> | (新設) |
| <p><u>(認定都市農地貸付け等に係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</u> <u>70の6の5—6 措置法第70条の6の5の規定は、措置法令第40条の7の5第2項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けようとする者が同項の届出書(以下70の6の5—6において「届出書」という。)を提出することにより適用があるが、当該届出書が提出されない場合の措置法第70条の6の規定の適用は、次に掲げるところによることに留意する。</u> <u>(1) 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が同条第1項に規定する相続税の申告書(70の6の5—6において「相続税の申告書」という。)の提出期限以前となる場合において、当該相続税の申告書に届出書が添付されていないとき 措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する。</u> <u>(2) 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合において、当該相続税の申告書に措置法令第40条の7の5第4項に規定する書類を添付して当該相続税の申告書が提出され、認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に届出書が提出されないとき 措置法第70条の6の規定の適用はないものとして取り扱う。</u> <u>(注) 上記の場合において、相続税の申告書に認定都市農地貸付け等を行った農地につき措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合、同条第31項に規定する書類又は措置法令第40条の7の5第4項に規定する書類の添付がない場合には、措置法第</u></p> | (新設) |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>70条の6の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の6の<u>6</u>（(山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（山林の意義）</p> <p>70の6の<u>6</u>—1 措置法第70条の6の<u>6</u>第1項に規定する「山林」とは、森林法第2条第1項に規定する「森林」をいうことに留意する。</p> <p>（経営の意義）</p> <p>70の6の<u>6</u>—2 措置法第70条の6の<u>6</u>第1項に規定する「経営」については、山林の施業又は施業と一体として行う保護を同条第2項第4号に規定する林業経営相続人（以下70の6の<u>6</u>—14までにおいて「林業経営相続人」という。）が自ら行わなければならないことに留意する。したがって、林業経営相続人が会社若しくは官庁等に勤務するなど他に職を有し又は他に主たる事業を有している場合であっても、山林の施業又は施業と一体として行う保護を林業経営相続人が自ら行う限り、同条第1項に規定する経営に該当することに留意する。また、他人に同条第1項に規定する経営の全部又は一部を委託している場合には、自ら経営していないこととなることに留意する。</p> <p>（推定相続人に委託をしているとき）</p> <p>70の6の<u>6</u>—2の2 措置法令第40条の7の<u>6</u>第1項第3号及び措置法規則第23条の8の<u>6</u>第2項に規定する「その者がその有する山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているとき」とは、その者の相続の開始の直前において、その委託をした時の直前まで特定森林経営計画に従って経営をしていた山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているときをいうことに留意する。</p> <p>（注） …</p> <p>（代償分割により取得した山林についての納税猶予の不適用）</p> <p>70の6の<u>6</u>—3 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する山林は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70条の6の<u>6</u>第1項の規定による納税猶予の対象となる山林に該当しないことに留意する。</p> <p>（担保の提供等）</p> | <p>〔措置法第70条の6の<u>4</u>（(山林についての相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（山林の意義）</p> <p>70の6の<u>4</u>—1 措置法第70条の6の<u>4</u>第1項に規定する「山林」とは、森林法第2条第1項に規定する「森林」をいうことに留意する。</p> <p>（経営の意義）</p> <p>70の6の<u>4</u>—2 措置法第70条の6の<u>4</u>第1項に規定する「経営」については、山林の施業又は施業と一体として行う保護を同条第2項第4号に規定する林業経営相続人（以下70の6の<u>4</u>—14までにおいて「林業経営相続人」という。）が自ら行わなければならないことに留意する。したがって、林業経営相続人が会社若しくは官庁等に勤務するなど他に職を有し又は他に主たる事業を有している場合であっても、山林の施業又は施業と一体として行う保護を林業経営相続人が自ら行う限り、同条第1項に規定する経営に該当することに留意する。また、他人に同条第1項に規定する経営の全部又は一部を委託している場合には、自ら経営していないこととなることに留意する。</p> <p>（推定相続人に委託をしているとき）</p> <p>70の6の<u>4</u>—2の2 措置法令第40条の7の<u>4</u>第1項第3号及び措置法規則第23条の8の<u>4</u>第2項に規定する「その者がその有する山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているとき」とは、その者の相続の開始の直前において、その委託をした時の直前まで特定森林経営計画に従って経営をしていた山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているときをいうことに留意する。</p> <p>（注） …</p> <p>（代償分割により取得した山林についての納税猶予の不適用）</p> <p>70の6の<u>4</u>—3 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する山林は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70の6の<u>4</u>第1項の規定による納税猶予の対象となる山林に該当しないことに留意する。</p> <p>（担保の提供等）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>70の6の6—4 措置法第70条の6の6第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の6の6—5 措置法第70条の6の6第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、…</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、措置法規則第23条の8の6第4項に定める平均余命によることに留意する。</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の6の6—6 措置法第70条の6の6第1項の規定は、山林の相続に係る相続税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けた山林（以下「特例山林」という。）の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、…</p> <p>(特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等)</p> <p>70の6の6—7 相続又は遺贈により取得した山林以外に山林（措置法規則第23条の8の6第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。）を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの山林の全てが特定森林経営計画が定められている区域内に所在することとなるよう、被相続人から森林法第17条（死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等）の規定により包括承継した特定森林経営計画について同法第12条の規定により変更の認定を相続税法第27条第1項の相続税の申告期限までに受けなければ、林業経営相続人に該当しないことに留意する。</p> <p>(第2次林業経営相続人がある場合の第1次林業経営相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6の6—8 措置法令第40条の7の6第3項に規定する第2次林業経営相続人がある場合の同</p> | <p>70の6の4—4 措置法第70条の6の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の6の4—5 措置法第70条の6の4第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、…</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、措置法規則第23条の8の4第4項に定める平均余命によることに留意する。</p> <p>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</p> <p>70の6の4—6 措置法第70条の6の4第1項の規定は、山林の相続に係る相続税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けた山林（以下「特例山林」という。）の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</p> <p>この場合において、…</p> <p>(特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等)</p> <p>70の6の4—7 相続又は遺贈により取得した山林以外に山林（措置法規則第23条の8の4第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。）を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの山林の全てが特定森林経営計画が定められている区域内に所在することとなるよう、被相続人から森林法第17条（死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等）の規定により包括承継した特定森林経営計画について同法第12条の規定により変更の認定を相続税法第27条第1項の相続税の申告期限までに受けなければ、林業経営相続人に該当しないことに留意する。</p> <p>(第2次林業経営相続人がある場合の第1次林業経営相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6の4—8 措置法令第40条の7の4第3項に規定する第2次林業経営相続人がある場合の同</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>項に規定する第1次林業経営相続人に係る措置法第70条の6の6第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 第1次林業経営相続人は措置法第70条の6の6第2項第4号ロの要件を満たしているとみなされること。</p> <p>(2) 措置法第70条の6の6第1項の適用対象となる山林は、第2次林業経営相続人が第1次林業経営相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</p> <p>(3) …</p> <p>(申告期限前に総収入金額がゼロとなった場合)</p> <p>70の6の6—9 措置法第70条の6の6第1項に規定する被相続人に相続が開始した日から当該被相続人に係る相続税の申告期限までの間に12月31日がある場合において、林業経営相続人の当該12月31日の属する年分の所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額がゼロとなった場合であっても、措置法第70条の6の6第3項第4号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6の6—10 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の6第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、…</p> <p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の6—11 措置法第70条の6の6第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の6第12項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の6第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の6第12項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の6第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日が</p> | <p>項に規定する第1次林業経営相続人に係る措置法第70条の6の4第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 第1次林業経営相続人は措置法第70条の6の4第2項第4号ロの要件を満たしているとみなされること。</p> <p>(2) 措置法第70条の6の4第1項の適用対象となる山林は、第2次林業経営相続人が第1次林業経営相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</p> <p>(3) …</p> <p>(申告期限前に総収入金額がゼロとなった場合)</p> <p>70の6の4—9 措置法第70条の6の4第1項に規定する被相続人に相続が開始した日から当該被相続人に係る相続税の申告期限までの間に12月31日がある場合において、林業経営相続人の当該12月31日の属する年分の所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額がゼロとなった場合であっても、措置法第70条の6の4第3項第4号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6の4—10 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</p> <p>この場合において、…</p> <p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の4—11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の4第12項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の4第12項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日が</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>これらの号に定める日に代わることとなり、当該林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>（注）措置法第70条の6の<u>6</u>第4項の場合に該当する場合においても上記と同様であることに留意する。</p> <p>（譲渡をした特例山林の面積が100分の20を超えるかどうかの計算）</p> <p>70の6の<u>6</u>—12 措置法第70条の6の<u>6</u>第3項第2号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>（注）1 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、相続又は遺贈により取得した特例山林の土地の面積をいう。</p> <p>Bは、今回、譲渡等（措置法第70条の6の<u>6</u>第3項第2号に規定する譲渡等をいう。以下同じ。）をした又は路網未整備等（同号に規定する路網未整備等をいう。以下同じ。）に該当することとなった特例山林の土地の面積をいい、Cは、既往において譲渡等をした又は路網未整備等に該当した特例山林の土地の面積をいうことに留意する。この場合のB又はCの譲渡等には、措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡は含まないことに留意する。</p> <p>2 特例山林の面積が100ヘクタールを下回った場合で措置法第70条の6の<u>6</u>第3項第2号の通知があったときには、上記の算式の割合が100分の20を超えないときであっても猶予中相続税額（同条第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の6の<u>6</u>—15までにおいて同じ。）の全部につき納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算）</p> <p>70の6の<u>6</u>—13 措置法第70条の6の<u>6</u>第4項の規定により納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中相続税額に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</p> <p>なお、…</p> <p>（林業経営相続人が特例山林についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限）</p> | <p>これらの号に定める日に代わることとなり、当該林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>（注）措置法第70条の6の<u>4</u>第4項の場合に該当する場合においても上記と同様であることに留意する。</p> <p>（譲渡をした特例山林の面積が100分の20を超えるかどうかの計算）</p> <p>70の6の<u>4</u>—12 措置法第70条の6の<u>4</u>第3項第2号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる算式により行うことに留意する。</p> $\frac{B+C}{A}$ <p>（注）1 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、相続又は遺贈により取得した特例山林の土地の面積をいう。</p> <p>Bは、今回、譲渡等（措置法第70条の6の<u>4</u>第3項第2号に規定する譲渡等をいう。以下同じ。）をした又は路網未整備等（同号に規定する路網未整備等をいう。以下同じ。）に該当することとなった特例山林の土地の面積をいい、Cは、既往において譲渡等をした又は路網未整備等に該当した特例山林の土地の面積をいうことに留意する。この場合のB又はCの譲渡等には、措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡は含まないことに留意する。</p> <p>2 特例山林の面積が100ヘクタールを下回った場合で措置法第70条の6の<u>4</u>第3項第2号の通知があったときには、上記の算式の割合が100分の20を超えないときであっても猶予中相続税額（同条第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の6の<u>4</u>—15までにおいて同じ。）の全部につき納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>（納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算）</p> <p>70の6の<u>4</u>—13 措置法第70条の6の<u>4</u>第4項の規定により納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中相続税額に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</p> <p>なお、…</p> <p>（林業経営相続人が特例山林についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>70の6の<u>6</u>—14 措置法第70条の6の<u>6</u>第3項第5号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている林業経営相続人から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日（当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に到来することに留意する。</p> <p>（林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合）</p> <p>70の6の<u>6</u>—14の2 措置法第70条の6の<u>6</u>第6項に規定する林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の7の<u>6</u>第17項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の<u>6</u>第1項に規定する相続税の申告書の提出期限（以下70の6の<u>6</u>—14の2において「相続税の申告書の提出期限」という。）後において、林業経営相続人に措置法令第40条の7の<u>6</u>第17項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) …</p> <p>（措置法第70条の6の<u>6</u>第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等）</p> <p>70の6の<u>6</u>—14の3 措置法第70条の6の<u>6</u>第6項に規定する経営委託を受けた者が同項に規定する経営委託山林以外に山林（措置法規則第23条の8の<u>6</u>第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。）を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの全てが、特定森林経営計画が定められている区域内に所在しなければならないことに留意する。</p> <p>（経営委託をした旨の届出書が届出期限までに提出されない場合等）</p> <p>70の6の<u>6</u>—14の4 措置法第70条の6の<u>6</u>第6項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人は、同項に規定する届出書を同項に規定する経営委託をした日から2月以内（以下70の6の<u>6</u>—14の4において「期限内」という。）に納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>…</p> | <p>70の6の<u>4</u>—14 措置法第70条の6の<u>4</u>第3項第5号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている林業経営相続人から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日（当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に到来することに留意する。</p> <p>（林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合）</p> <p>70の6の<u>4</u>—14の2 措置法第70条の6の<u>4</u>第6項に規定する林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態となった場合として、措置法令第40条の7の<u>4</u>第17項に定める状態とは、次に掲げる状態をいうことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6の<u>4</u>第1項に規定する相続税の申告書の提出期限（以下70の6の<u>4</u>—14の2において「相続税の申告書の提出期限」という。）後において、林業経営相続人に措置法令第40条の7の<u>4</u>第17項各号に規定する事由が生じたこと</p> <p>(2) …</p> <p>（措置法第70条の6の<u>4</u>第6項の規定の適用に係る推定相続人の意義等）</p> <p>70の6の<u>4</u>—14の3 措置法第70条の6の<u>4</u>第6項に規定する経営委託を受けた者が同項に規定する経営委託山林以外に山林（措置法規則第23条の8の<u>4</u>第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。）を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの全てが、特定森林経営計画が定められている区域内に所在しなければならないことに留意する。</p> <p>（経営委託をした旨の届出書が届出期限までに提出されない場合等）</p> <p>70の6の<u>4</u>—14の4 措置法第70条の6の<u>4</u>第6項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人は、同項に規定する届出書を同項に規定する経営委託をした日から2月以内（以下70の6の<u>4</u>—14の4において「期限内」という。）に納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>…</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合)</p> <p>70の6の6—14の5 措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人について、同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p>70の6の6—14の6 措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人の同項の適用に係る推定相続人が同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6の6—15 措置法第70条の6の6第14項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6の6—16 措置法第70条の6の6第11項に規定する届出書は、措置法第70条の6の6第2項第7号に規定する経営報告基準日の翌日から5月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該経営報告基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> | <p>(措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受けた後に特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合)</p> <p>70の6の4—14の5 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人について、同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人が特例山林について経営を行うことが困難な状態が解消した場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p>70の6の4—14の6 措置法第70条の6の4第6項の規定の適用を受ける林業経営相続人の同項の適用に係る推定相続人が同項に規定する経営委託の終了前に、当該林業経営相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合であっても、その相続税の納税猶予の期限は確定しないことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6の4—15 措置法第70条の6の4第14項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の6の4—16 措置法第70条の6の4第11項に規定する届出書は、措置法第70条の6の4第2項第7号に規定する経営報告基準日の翌日から5月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該経営報告基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> |